

# 鳥取県新型コロナウイルス対策認証事業所審査要領

## 1 目的

この要領は、県民が新型コロナウイルス感染症に対して安心して利用できる事業所を認証し公表することで、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、これら施設の利用促進を図ることで、経済活動の回復に繋げることを目的とする。また、新型コロナウイルス感染予防対策協賛店の模範的施設として他の店舗の参考となることで、県内の感染拡大予防対策の向上を図る。

## 2 認証の対象

認証の対象は、鳥取県内に所在する事業所であって、鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例や各種業界団体作成のガイドライン等を基に手順書を作成し、感染拡大予防対策に自ら取り組む事業所とする。

## 3 認証基準

認証基準は、次のとおりとする。

- 1) 事業所が実施する新型コロナウイルス感染拡大予防対策を手順書として作成し、事業者及び従業員に周知されていること。
- 2) 手順書の内容は、県が作成した事業者向けの新型コロナウイルス感染予防対策例又は業界団体が作成した新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの全ての項目を適用していること。ただし、営業の形態、事業所の構造、その他特別な理由により感染予防対策上支障がないと認められる場合は、項目の一部を適用しないことができる。また、必要に応じて類似した業種の感染拡大予防ガイドラインの対策を適用できる。
- 3) 事業所において実際に各種対策が行われていること。

## 4 認証の手続

### (1) 申請

- ア 申請書 様式第1号によること
- イ 添付書類 感染拡大予防対策の手順書、事業所の図面、対策の状況を示した写真
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出場所 ぐらしの安心推進課

### (2) 現地調査

ぐらしの安心推進課は該当するガイドライン等をもとに事業所の現地調査を実施し、提出された申請書類の認証基準の適合性について確認する。なお、県中部又は西部の事業所にあつては、原則として各総合事務所生活環境局の職員が現地調査を実施し、認証基準の適合性について確認する。

### (3) アドバイザーへの意見照会

県が現地確認した結果を新型コロナ対策認証事業所に係るアドバイザーに意見照会し、対策の妥当性について助言を求める。アドバイザーから助言があった場合は、認証対象事業者へ補正の通知を行い手順書および現地の対策の修正を求める。また、必要に応じてアドバイザーも現地確認を行う。

認証対象事業者の補正作業が完了した後、再度アドバイザーへ意見照会し、十分な感染拡大予防対策が取られていることについて了解を得る。

### (4) 審査・認証書の交付

現地調査及びアドバイザーの意見を踏まえて、申請書を審査した結果、認証基準に適合すると認められる場合には、様式第2号に定める認証書を交付する。

#### (5) 認証にかかる事項の変更届

認証事業所において、次に掲げる事項に変更があった場合は、事業者は届出書(様式第3号)に認証書、変更内容を確認できる書類(変更後の手順書、図面等)を添えてくらしの安心推進課に届け出ること。なお、手続の方法は、以下ア～ウの場合は(2)の新規の認証に準じて行うこと。

また、変更事項に係るアドバイザーへの意見照会は、感染拡大予防対策を緩和する場合は除き省略することができる。

ア 感染拡大予防対策の手順書の変更(誤字、体裁の変更など軽微なものを除く)

イ 事業所における感染拡大予防対策の変更

ウ 事業所の構造、設備の配置等の変更

エ 住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

オ 氏名(法人の場合は、名称、屋号、又は商号)

#### (6)再交付付申請

上記(5)のエ、オに該当する場合、又は、認証書を破損、汚損、亡失した場合で再交付が必要な場合には、事業者は届出書(様式第4号)により、くらしの安心推進課に申請すること。

### 5 廃止の届出

認証事業者が認証事業所を廃止したとき、または認証事業者が認証の辞退を希望する場合は、事業者は廃止届(様式第5号)に認証書を添えて、くらしの安心推進課に届け出ること。

### 6 認証の取り消し

県は、認証事業所において以下の事項が明らかになった場合、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証事業所において新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生し、その原因としてマニュアルに記載した感染予防対策が取られていないことが判明した場合
- (2) 7に記載の立入検査において、感染予防対策に対する指導に従わない場合

### 7 県職員による立入検査

県職員は、次に掲げる場合に、手順書のとおり管理が実施されているかどうかを確認するための立入検査を実施することができる。

- (1) 新規の申請書が提出されたとき
- (2) 施設の構造・設備等に係る変更届が提出されたとき(4(5)ア～ウに該当するとき)
- (3) その他くらしの安心推進課又は各総合事務所生活環境局が必要と認めたとき

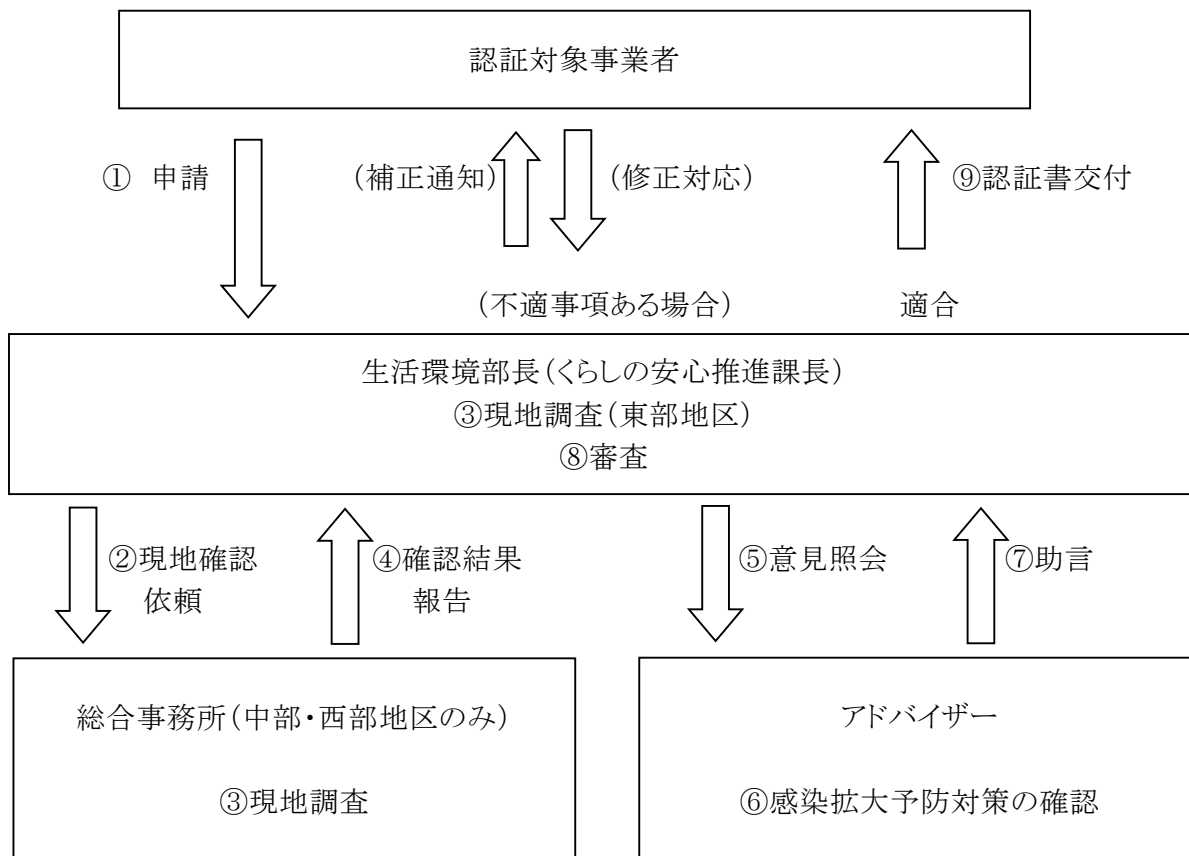
### 8 事業者への相談対応

県職員は、各事業所が行う新型コロナウイルス感染拡大予防対策に関して適切な指導及び助言を行うこと。また、事業者から認証に係る事前相談を受け付けた場合は、くらしの安心推進課へ速やかに情報提供すること。

### 9 制度の見直し

この要領は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、2年を目途に見直しを行う。

## 10 事務処理系統図



### 附則

この審査要領は、令和2年6月19日から施行する  
この改正は、令和2年10月19日から施行する。

鳥取県新型コロナウイルス対策認証事業所申請書

鳥取県知事 様

申請者 郵便番号  
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

新型コロナウイルス感染拡大予防対策に取り組む事業所として、鳥取県新型コロナウイルス対策認証事業所審査要領の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

認証対象 事業所	業 種	
	名 称	
	所在地	

添付書類

- (1) 認証対象事業所の感染拡大予防対策の手順書
- (2) 認証対象事業所の図面
- (3) 認証対象事業所の感染拡大予防対策の状況を示した写真
- (4) その他参考となる資料

認証番号 第 号

## 鳥取県新型コロナウイルス対策認証事業所



氏名(法人の場合は、名称) ○○○○○○○○○○○○○○  
事業所の業種 ○○○○○○○○○○○○○○  
事業所の名称 ○○○○○○○○○○○○○○  
事業所の所在地 ○○○○○○○○○○○○○○

上記の事業所は、鳥取県新型コロナウイルス対策認証事業所  
審査要領の規定に適合していることを認証する。

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治

鳥取県新型コロナ対策認証事業所変更届出書

鳥取県知事 様

申請者 郵便番号  
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県新型コロナ対策認証事業所の認証に係る事項に変更があったので、鳥取県新型コロナ対策認証事業所審査要領の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

認証番号		第 号
認証事業所	業種	
	名 称	
	所在地	
変更事項 （該当する項目を○で 囲んでください。 また、エ、オの場合は 変更前、変更後の欄に 記入してください。）		ア 感染拡大予防対策の手順書の変更 イ 事業所における感染拡大予防対策の変更 ウ 事業所の構造、設備の配置等の変更 エ 住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)の変更 ・変更前 ・変更後 オ 氏名(法人の場合は、名称、屋号、又は商号)の変更 ・変更前 ・変更後

添付書類

- (1) アの場合は変更後の手順書
- (2) イの場合は具体的な変更内容を記載した書類（様式は任意）
- (3) ウの場合は構造、設備等の配置変更等を示した書類（図面、写真など）

鳥取県新型コロナ対策認証事業所 認証書再交付申請書

鳥取県知事 様

申請者 郵便番号  
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県新型コロナ対策認証事業所認証書の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

認証番号		第 号
認証事業所	業 種	
	名 称	
	所在地	
再交付の理由		

添付書類

鳥取県新型コロナ対策認証事業所の認証書を破損し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更が生じた場合にあつては、当該認証書

様式第5号

年 月 日

鳥取県新型コロナ対策認証事業所廃止届

鳥取県知事 様

届出者 郵便番号  
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県新型コロナ対策認証事業所の認証を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

認証番号		第 号
認証事業所	業 種	
	名 称	
	所在地	
認証年月日		

添付書類  
鳥取県新型コロナ対策認証事業所認証書